

神戸市景観計画の変更（岡本駅南都市景観形成地域）について

1. 趣旨

神戸市では、神戸らしい都市景観を形成するため、区域を指定し、地域特性に応じて、屋外広告物を含めた建築物等に関する基準を定め、助言・指導を行っている。

景観法に基づく景観計画の区域としては、現在、7地区を指定しており、岡本駅南都市景観形成地域もそのうちの1つである。

また、同地域では、まちづくり協議会（美しい街岡本協議会）による景観まちづくり活動が積極的に行われており、平成21年からは区域内における屋外広告物に関する基準の検討を開始、平成26年5月に区域内における屋外広告物に関する基準などを定めた「岡本版・屋外広告物ルール&ガイドライン（案）」がまちづくり協議会の定期総会において承認された。

このたび、まちづくり協議会からの提案を受け、同地域においてより良好な景観形成を誘導するため、神戸市景観計画（岡本駅南都市景観形成地域）の屋外広告物等に関する基準を変更する。

2. これまでの検討経緯

平成26年	6月9日	第78回神戸市都市景観審議会
平成27年	2月4日	第80回神戸市都市景観審議会
	4月6日～5月8日	市民意見公募（提出件数：1件）
	9月4日	第81回神戸市都市景観審議会

（参考）岡本駅南都市景観形成地域における景観まちづくりの沿革

昭和57年	9月	美しい街岡本協議会設立
平成2年	10月	神戸市都市景観条例に基づく都市景観形成地域（岡本駅南都市景観形成地域）に指定 同条例に基づく景観形成基準の策定
平成18年	2月	景観法に基づく神戸市景観計画、景観計画区域に移行
平成21年～		美しい街岡本協議会による屋外広告物に関する基準の検討の開始 地域の商業者・住民等との話し合いや説明会、周知活動の実施
平成26年	5月	平成26年度美しい街岡本協議会定期総会にて、「岡本版・屋外広告物ルール&ガイドライン（まち協案）」の承認
平成26年	7月	美しい街岡本協議会より神戸市へ「岡本版・屋外広告物ルール（まち協案）」の提案

3. 変更案の概要

共通(すべての広告物)

①意匠(形態・色彩等)

- ・面する道路の特性に応じ、建物や周辺環境と調和のとれた意匠とする。
- ・ネオン管などの照明装置を点滅させない。回転灯は設置しない。
- ・電光掲示板等の文字が動くもの、文字が点滅するもの、映像・動画は掲出しない。
- ・電動などで動きがあるものや形状が変化するのは掲出しない。



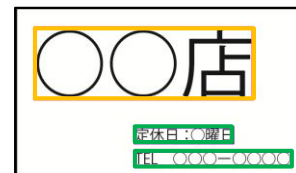
※自然の風などで揺れるものは除く



※ケース内で動くものは除く

- ・共同住宅には、共同住宅の名称や、その建物内の店舗・事業所の広告物のみとする。
- ・1文字あたりの文字の大きさ、文字率のどちらか一方を満たすものとする。

			山手幹線沿い	その他
1文字あたりの大きさ	建物名、店舗・事業所名	1階以下	40cm四方以内	25cm四方以内
		2階以上	80cm四方以内	50cm四方以内
その他の内容			10cm四方以内	
文字率			15%以下	



$$\text{※文字率} = \frac{\text{文字部分の面積}}{\text{広告物の面積}} \leq 15\%$$



②配置・位置

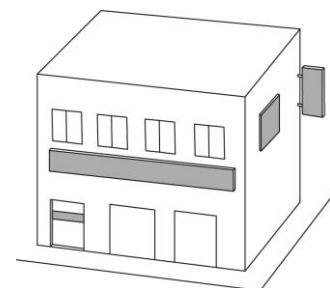
- ・店舗、事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には掲出しない。
- ・道路に面しない壁面には掲出しない。
- ※入口が道路に面しない壁面にある場合などを除く

③種別

- ・自家用広告のみとする。

④規模

- ・設置数は、1店舗・事業所あたり入口の数+3個以下とする。
- ※テント等利用広告、集合看板、間口が20m以上の場合を除く
- ・集合看板、建物名は、1建物、1道路につき1個以下とする。



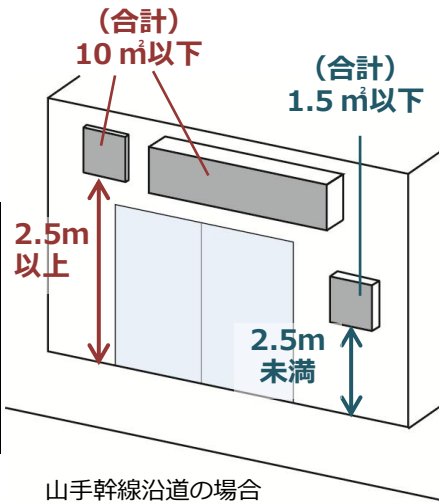
入口が1か所の場合は、1店舗につき4個まで

壁面広告物

- ・取付ける壁面、ベランダ等からはみ出さない。
- ・1道路につき、1店舗・事業所あたりの表示面積の合計は以下のとおりとする。

	山手幹線沿道	J R線路沿い	その他
地上～下端までの高さ2.5m未満	1.5㎡以下		
地上～下端までの高さ2.5m以上	10㎡以下	7㎡以下	5㎡以下

※半地下などで、通りからの視認性が低い場合を除く

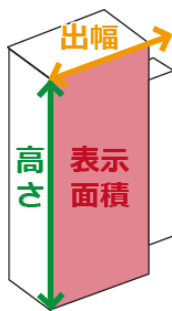


屋上広告物

- ・掲出しない（設置禁止）。

突出広告物

- ・上端は、建物の軒高さ以下とする。
- ・地面から下端までの高さ2m以上とする ※道路上に突き出している場合を除く
- ・1道路につき、1店舗・事業所あたりの設置数は1個以下とする。 ※集合看板を除く
- ・高さ、出幅、1面あたりの表示面積、1個あたりの表示面積の合計は、以下のとおりとする。



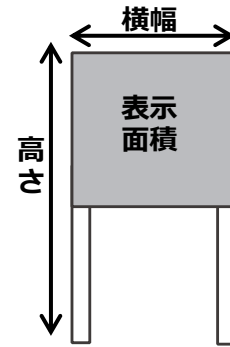
		山手幹線沿道	J R線路沿い	その他
高さ	1階以下	70 cm以下		
	2階以上	3 m以下	2.5m以下	2 m以下
出幅	1階以下	65 cm以下		
	2階以上	95 cm以下		75 cm以下
1面あたりの表示面積	1階以下	0.3㎡以下		
	2階以上	2㎡以下		1㎡以下
1個あたりの表示面積の合計	1階以下	0.6㎡以下		
	2階以上	4㎡以下		2㎡以下

地上広告物

- 高さ、横幅、1面あたりの表示面積、1個あたりの表示面積の合計は、以下のとおりとする。

	山手幹線沿道 JR線路沿い	その他
高さ	2m以下	1.5m以下
横幅	1m以下	
1面あたりの表示面積	1㎡以下	
1個あたりの表示面積の合計	2㎡以下	

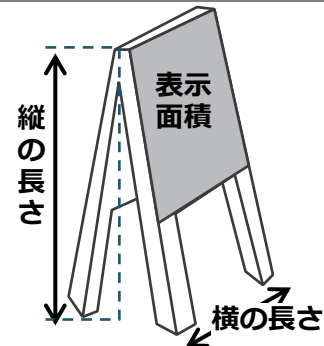
- 1店舗・事業所あたりの設置数は1個以下とする。 ※集合看板を除く



立看板

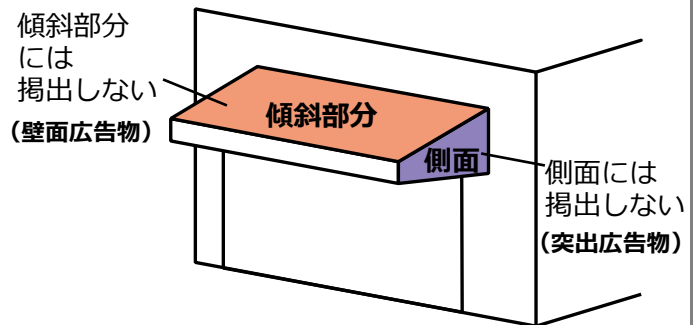
- 縦の長さ（脚の長さを含む）、横の長さ、1面あたりの表示面積、1個あたりの表示面積の合計は、以下のとおりとする。

縦の長さ	1.2m以下
横の長さ	60cm以下
1面あたりの表示面積	0.6㎡以下
1個あたりの表示面積の合計	1.2㎡以下



日よけテント

- 必要最小限のものとし、窓面や入口を覆い隠さず、建築物と調和のとれた意匠とする。
- 広告物は、テント・庇等の前面に掲出し、傾斜部分や側面には掲出しない。



窓面広告物

表示率	1階以下	10%以下
	2階以上	20%以下

※窓面広告物：建築物の窓面に設置・表示する広告物、窓面に貼られた広告物

ただし、以下の広告物は基準の適用除外とする。

- 一時的、簡易的に表示、掲出されるもの
- 神戸市が都市景観審議会の意見をうけて、良好な景観形成を図ることができると認めたもの
- 公益上の理由によりやむを得ず掲出されるもの